

食安監発 0618 第 1 号

平成 25 年 6 月 18 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長
(公印省略)

食品衛生検査施設に関する条例の制定状況の調査について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令（平成 23 年政令第 407 号。）」及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 23 年厚生労働省令第 150 号。）」により、食品衛生法第 29 条に基づく食品衛生法施行令（以下「令」という。）第 8 条及び食品衛生法施行規則第 36 条の改正が平成 24 年 4 月 1 日から施行されたところであるが、条例を制定するのに必要な時間を確保できるよう、同日から起算して一年を超えない期間において、令第 8 条第 1 項に規定する都道府県等の条例が制定施行されるまでの間は、同条第 2 項の厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県等の条例で定める基準とみなしてきたところです。

つきましては、みなし規定の期日が経過したことから、関係条例の制定状況について、別添様式により本年 6 月 28 日（金）までに本職あて送付いただくようお願いいたします。